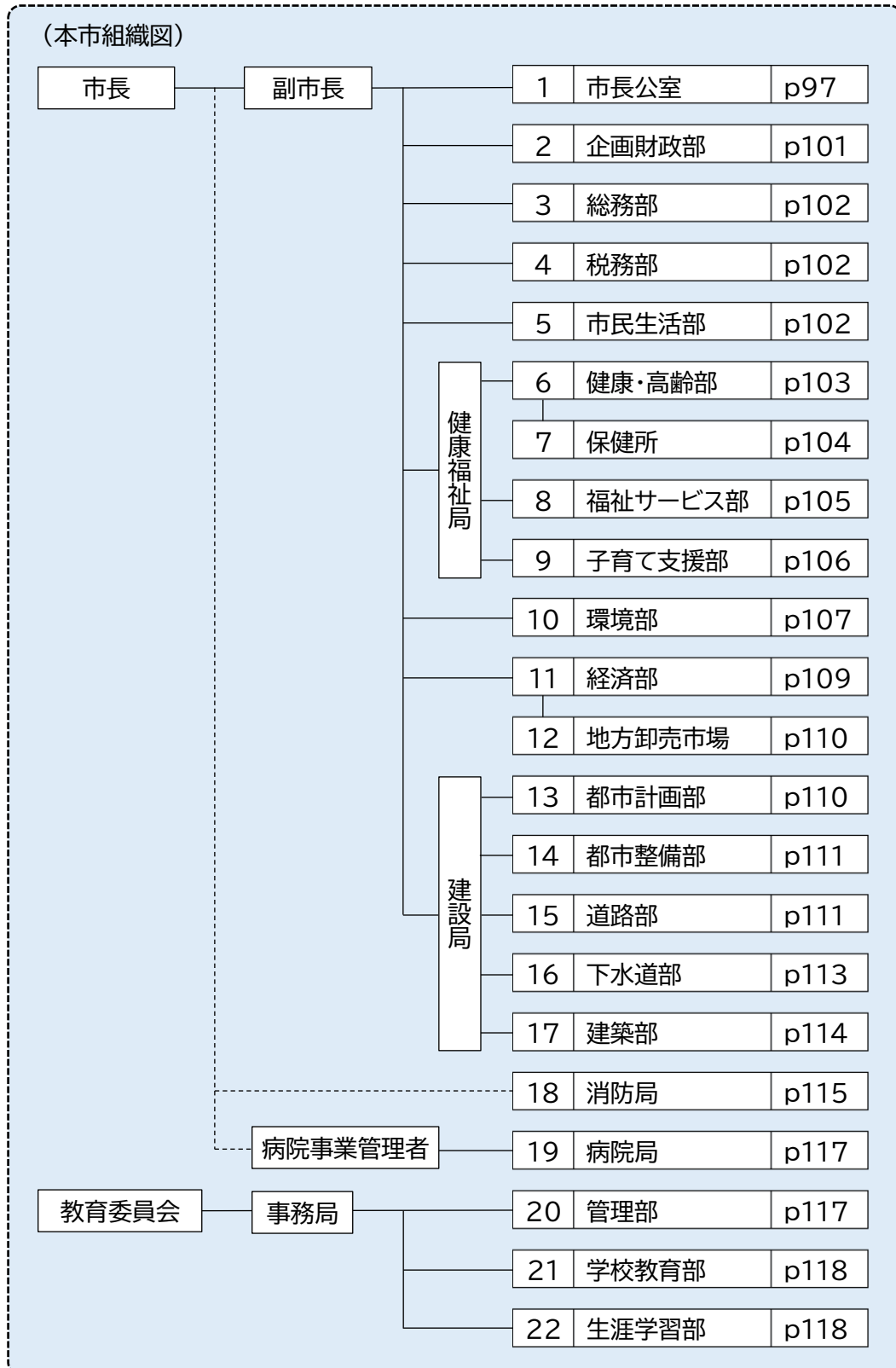


4.2 部局ごとの推進方針

「4.1 リスクシナリオ別の脆弱性評価・推進方針」からプログラムごとの推進方針を抜き出し、部局ごとに次のとおり整理した。



※ 次ページ以降、各推進方針の後の括弧内の数字(1-1-1等)は、該当するプログラム番号。

1 市長公室

（救助活動能力の強化）

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防水利・消防車両・資機材等の整備を図るとともに、消防団・自主防災組織への支援を行うことで、総合的な救助活動能力の充実を図る。また、通信基盤・施設の堅牢化等を図る。（1-2-2）

（密集した市街地等の解消）

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い密集した市街地の火災予防・被害低減のため、木造密集住宅地の改善につながる基本方針の周知を行うとともに、延焼遮断帯となる道路の整備・区画整理等による市街地の面的な防災力向上を図る。（1-3-1）

（津波・高潮からの避難体制等の整備）

- 市民が津波や高潮から安全に避難できるよう、津波浸水想定などを記した津波ハザードマップを作成し、危険箇所を周知するとともに、津波一時避難施設の指定、誘導用標識の設置及び避難訓練の実施等により、避難体制等の整備を図る。（1-4-1）

（海岸保全施設の早期整備の要望等）

- 高潮や津波による被害から市民の生命や財産を守るため、国及び県に対して、老朽化が進み未耐震の施設も含まれる海岸保全施設の早期整備を要望する。（1-4-2、1-5-3）

（防災行政無線等による避難情報等の伝達）

- 避難情報等を迅速かつ正確に伝達するため、防災行政無線やふなばし情報メール（ふなばし災害情報）、市公式アプリ「ふなっぷ」等を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。（1-4-3、4-2-1）

（大規模水害対策の推進）

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。（1-5-1）

（激甚化する自然災害に備えた土砂被害対策）

- 集中豪雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえるため、がけ地整備事業費補助金の交付等、急傾斜地の崩壊防止対策を図る。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の充実を図る。（1-6-1）

（地域の災害リスクに対する意識の向上）

- 市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、防災フェア等の実施により防災活動の重要性について啓発を行うとともに、防災講座の実施等を通じて各地域における災害リスクをはじめとする防災に関する知識や災害時の行動について、市民に対して啓発を図る。（1-7-1）

（地域防災力の向上）

- 災害時において救出・救護活動等が及ばない場合でも、住民等が効果的な活動を行えるようにするため、自主防災組織に対する補助等を行い活動を支援するとともに、防災講話・訓

練の実施等により、地域コミュニティにおける防災意識を高め、地域防災力の強化を図る。
(1-7-2)

(要配慮者支援の推進)

- 避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、外国人住民等を含めた要配慮者避難支援体制の充実を図る。
(1-7-3)

(福祉避難所等の拡充)

- 要配慮者が安全・安心な避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定や要配慮者受け入れに関する協定の締結等により避難体制を整備するとともに、要配慮者に配慮した物品の備蓄等により、避難環境の整備を図る。
(1-7-4)

(上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築)

- 飲料水の提供体制を確保するため、上水道施設の耐災害性を向上させ、迅速な応急給水活動が実施できる体制が整備されるよう、提供事業者との連携を図る。
(2-1-1、6-2-1)

(支援物資の調達・供給体制の構築)

- 災害時においても生活に必要な物資を確保するため、民間事業者等との協定締結、緊急輸送道路の指定、集積場所の確保及び連絡体制の強化等により緊急調達体制の整備を図る。
(2-1-2)

(道路啓開計画の策定)

- 大規模災害時における救助・物資の輸送などが適切に行われるよう、県等の広域的な計画をふまえ、道路啓開の行動計画の策定を図る。
(2-1-4、2-4-5)

(備蓄品等の確保)

- 物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄や物資供給等に関する協定締結により、避難所等で必要となる物資・資機材等の確保を図る。
(2-1-5)

(消防団・自主防災組織等の災害対応能力の向上)

- 消防等が被災した際にも適切な災害対応が行われるよう、平時から消防団・自主防災組織の活動等に対する支援を行い活動促進を行うことで、災害対応能力の向上を図る。
(2-2-2)

(自衛隊・警察・海上保安庁等との連携体制の整備)

- 自衛隊・警察・海上保安庁等との災害時の円滑な連携体制を構築するため、協定の締結や共同の訓練等を通じ、連携強化を図る。
(2-2-3)

(総合的な帰宅困難者対策の検討・実施)

- 帰宅困難者の大量発生による混乱等を防止するため、他自治体や鉄道事業者等と連携し、一斉帰宅の抑制啓発、帰宅困難者支援施設に関する協定の締結による一時滞在施設の確保、情報伝達訓練の実施による安否確認や情報提供を行うための体制整備及び帰宅支援拠点の拡充等を図る。
(2-3-1)

（医師会等との連携強化による医療提供体制の整備）

- 大量に発生する負傷者に対応できる医療提供体制を整備するため、平時から医師会等との災害時協定の締結等による連携強化を行うとともに、病院前救護所設置・運営訓練の実施、医薬品等の備蓄等を図る。 (2-4-8)

（避難所等における感染症対策の推進）

- 避難所等における感染症の拡大を防止するため、避難者間の感染を防止するための避難所運営方法について検討し、避難所運営マニュアルの作成や運営訓練の実施、必要物資の備蓄等により感染症対策を図る。 (2-5-1)

（避難環境の整備）

- 発災時に安全な避難が行われるよう、避難所等の整備を行うとともに、適切な避難所運営が行われるよう、マニュアル等の作成や避難所運営訓練の実施を図る。また、避難生活環境を整備するため、太陽光発電設備及び蓄電設備等による非常用電源、トイレ設備及び生活用水の確保を図る。 (2-6-1)

（避難所等における衛生管理）

- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、収集車両の進入路を考慮したごみの保管場所や仮設トイレの設置場所等をあらかじめ定め、訓練を実施することにより、廃棄物及びし尿の収集・運搬が円滑に行えるよう体制整備を図るとともに、飲食物の衛生的な取り扱いについて周知啓発を図る。 (2-6-2)

（市業務継続体制の確保）

- 災害時の業務継続体制を確保するため、業務継続計画(BCP)の更新を図るとともに、近隣市等との相互応援協定の締結等により適切な人員配置体制の構築を図る。 (3-1-1)

（被災者台帳の整備）

- 被災者の生活再建を支援するため、「被災者情報システム」の導入の検討も含め、被災者の被災から生活再建までの情報を庁内で一元的に管理する被災者台帳の整備を図る。 (3-1-2、8-3-2)

（災害対応能力の向上）

- 災害対応能力の向上のため、図上訓練の実施等により災害対策本部等の機能強化を図るとともに、防災士資格の取得推進、各種講習の受講、訓練参加、職員研修の実施等により防災を担う職員の人材育成を図る。 (3-1-3)

（総合防災訓練等の実施）

- 市民、市及び防災関係機関が一体となって、迅速かつ的確な災害応急対策や相互の連絡協調体制の確立及び市民一人ひとりの防災意識と防災行動力の向上を図るため、市民及び関係機関と連携し、総合防災訓練及び避難所運営マニュアルに基づいた避難所運営訓練等の実践的な訓練を実施する。 (3-1-4)

(業務システムの耐災害性の確保等)

- 災害時であっても必要な行政機能を確保するため、市の業務システムのクラウド化等により耐災害性を確保するとともに、市庁舎以外でも業務システムを利用可能とする環境の整備を図る。(3-1-7)

(治安確保体制等の整備)

- 発災の混乱により生じる治安の悪化等を防ぐため、地域の防犯活動を支援するとともに、平時から警察機関と連携し、治安の確保に必要な体制の強化を図る。(3-2-1)

(防災情報の収集機能強化)

- 県や防災関係機関との通信を適切に行うため、災害時優先回線の確保や防災 MCA 無線の整備により災害時でも使用可能な通信手段の確保を図る。(4-1-1)

(ライフライン事業者等の防災体制の強化)

- 電気・都市ガス等の提供が停止し市民生活に影響が及ぶことを防止するため、電気・ガス・電話施設の耐災害性の確保や設備点検等について、提供事業者等に対して要望するとともに、平時から連携を図る。(5-2-1、6-1-1)

(ライフライン事業者等との連携による緊急調達体制の強化)

- 災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、民間事業者等との協定締結等を通じて、関係機関等との連携強化を図る。(6-1-2)

(自立・分散型エネルギー設備の導入)

- 災害により発電所等が被害を受け、電力の供給が停止した場合においても必要最低限の電力が確保されるよう、住宅への太陽光発電設備や蓄電池等の設置に係る費用の補助等を行い、自立・分散型エネルギーの導入促進を図る。(6-1-3)

(集中豪雨時の冠水危険箇所等の周知)

- ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部(アンダーパス)等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、洪水・内水ハザードマップ等による冠水箇所等の周知を図る。(6-4-2)

(輸送手段の確保)

- 災害時においても輸送機能の維持を図るため、耐震化整備に対する補助等により鉄道施設等の耐震対策を促進するとともに、災害時における鉄道・バス・タクシー事業者等との協力体制の構築を図るため、平時から連携・情報共有に努める。また、多様な交通手段の確保により、輸送手段の冗長性の確保等を図る。(6-4-4)

(富士山噴火による降灰対策)

- 広域の降灰被害によるライフラインの停止等を防ぐため、国や県などの関係機関と連携した降灰の除去・収集及び広域的な処分体制等について検討する。(7-1-1)

(応急仮設住宅等の整備)

- 応急仮設住宅等の建設等を迅速に行うため、候補地の選定や防災協力農地の登録促進等により建設用地の確保を図るとともに、関係団体と協力体制の構築を図る。(8-2-1)

（生活復興に向けた相談体制等の整備）

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。 (8-3-1)

（関係機関等との連携体制の確立）

- 被災した建物等の把握や応急措置等を迅速かつ的確に行うため、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)や災害時の応急措置に関する協定を締結している関係機関等との連携強化の推進を図る。 (8-5-1)

（復旧・復興を支える人材の育成）

- 地域の迅速な復旧・復興を行うため、地域防災リーダー養成講座の実施や防災士資格等の取得促進等により平時から地域のまちづくりを担う人材を育成する。 (8-5-2)

（復興に向けた体制の構築）

- 被災後に、早期かつ着実な復興が図られるよう、復興の考え方、方法に関する調査・研究を行い、復興まちづくりの方向性について平時から検討するとともに、災害発生の初期段階から各所属・関係機関が連携し、速やかに復興を実施していく体制づくりを進める。 (8-5-3)

2 企画財政部**（公共施設の耐震化等）**

- 地震による市有建築物の倒壊等の被害を軽減するため、国等の支援制度(住宅・建築物安全ストック形成事業等)を活用し、耐震改修促進計画に基づき市有建築物の耐震化を進めるとともに、公共建築物保全計画に基づき計画的な改修等を行い、市有建築物の機能の保全を図る。 (1-1-2、3-1-5)

（災害対応能力の向上）

- 災害対応能力の向上のため、図上訓練の実施等により災害対策本部等の機能強化を図るとともに、防災士資格の取得推進、各種講習の受講、訓練参加、職員研修の実施等により防災を担う職員の人材育成を図る。 (3-1-3)

（電源途絶に対する予備電源等の確保）

- 電源が遮断された場合にも適切な災害対応を行うための予備電源を確保するため、非常用発電機の適切な配置等について検討し、継続的に運用するための体制の確保を図る。 (3-1-6、4-1-2)

（防災情報の収集機能強化）

- 県や防災関係機関との通信を適切に行うため、災害時優先回線の確保や防災MCA無線の整備により災害時でも使用可能な通信手段の確保を図る。 (4-1-1)

（ライフライン事業者等との連携による緊急調達体制の強化）

- 災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、民間事業者等との協定締結等を通じて、関係機関等との連携強化を図る。 (6-1-2)

(復興に向けた体制の構築)

- 被災後に、早期かつ着実な復興が図られるよう、復興の考え方、方法に関する調査・研究を行い、復興まちづくりの方向性について平時から検討するとともに、災害発生初期段階から各所属・関係機関が連携し、速やかに復興を実施していく体制づくりを進める。(8-5-3)

3 総務部

(防災行政無線等による避難情報等の伝達)

- 避難情報等を迅速かつ正確に伝達するため、防災行政無線やふなばし情報メール(ふなばし災害情報)、市公式アプリ「ふなっぷ」等を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。(1-4-3、4-2-1)

(市業務継続体制の確保)

- 災害時の業務継続体制を確保するため、業務継続計画(BCP)の更新を図るとともに、近隣市等との相互応援協定の締結等により適切な人員配置体制の構築を図る。(3-1-1)

(災害対応能力の向上)

- 災害対応能力の向上のため、図上訓練の実施等により災害対策本部等の機能強化を図るとともに、防災士資格の取得推進、各種講習の受講、訓練参加、職員研修の実施等により防災を担う職員の人材育成を図る。(3-1-3)

(業務システムの耐災害性の確保等)

- 災害時であっても必要な行政機能を確保するため、市の業務システムのクラウド化等により耐災害性を確保するとともに、市庁舎以外でも業務システムを利用可能とする環境の整備を図る。(3-1-7)

4 税務部

(生活復興に向けた相談体制等の整備)

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。(8-3-1)

5 市民生活部

(密集した市街地等の解消)

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い密集した市街地の火災予防・被害低減のため、木造密集住宅地の改善につながる基本方針の周知を行うとともに、延焼遮断帯となる道路の整備・区画整理等による市街地の面的な防災力向上を図る。(1-3-1)

（地域防災力の向上）

- 災害時において救出・救護活動等が及ばない場合でも、住民等が効果的な活動を行えるようにするため、自主防災組織に対する補助等を行い活動を支援するとともに、防災講話・訓練の実施等により、地域コミュニティにおける防災意識を高め、地域防災力の強化を図る。
(1-7-2)

（避難環境の整備）

- 発災時に安全な避難が行われるよう、避難所等の整備を行うとともに、適切な避難所運営が行われるよう、マニュアル等の作成や避難所運営訓練の実施を図る。また、避難生活環境を整備するため、太陽光発電設備及び蓄電設備等による非常用電源、トイレ設備及び生活用水の確保を図る。
(2-6-1)

（治安確保体制等の整備）

- 発災の混乱により生じる治安の悪化等を防ぐため、地域の防犯活動を支援するとともに、平時から警察機関と連携し、治安の確保に必要な体制の強化を図る。
(3-2-1)

（地域コミュニティの活性化）

- 地域一丸となった災害対応体制を構築し、被災後に迅速な復旧・復興が図られるよう、町会・自治会への加入促進・運営支援を行うことで地域コミュニティの活性化を図る。
(8-3-3)

（復旧・復興を支える人材の育成）

- 地域の迅速な復旧・復興を行うため、地域防災リーダー養成講座の実施や防災士資格等の取得促進等により平時から地域のまちづくりを担う人材を育成する。
(8-5-2)

6 健康・高齢部**（医療施設の耐震化等）**

- 災害時においても市民の生命を守るため、医療センターにおいては、施設整備により老朽化、狭隘化を解消する。また、リハビリテーション病院・民間の医療施設においては建築物の耐震化等の促進により、耐災害性の向上を図る。
(1-1-4)

（社会福祉施設等の耐震化等）

- 要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全性を確保するため、施設整備等に対する補助金を交付する等、耐震化・老朽化対策等を図る。
(1-1-5)

（地域の災害リスクに対する意識の向上）

- 市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、防災フェア等の実施により防災活動の重要性について啓発を行うとともに、防災講座の実施等を通じて各地域における災害リスクをはじめとする防災に関する知識や災害時の行動について、市民に対して啓発を図る。(1-7-1)

(要配慮者支援の推進)

- 避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、外国人住民等を含めた要配慮者避難支援体制の充実を図る。(1-7-3)

(福祉避難所等の拡充)

- 要配慮者が安全・安心な避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定や要配慮者受け入れに関する協定の締結等により避難体制を整備するとともに、要配慮者に配慮した物品の備蓄等により、避難環境の整備を図る。(1-7-4)

(備蓄品等の確保)

- 物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄や物資供給等に関する協定締結により、避難所等で必要となる物資・資機材等の確保を図る。(2-1-5)

(医師会等との連携強化による医療提供体制の整備)

- 大量に発生する負傷者に対応できる医療提供体制を整備するため、平時から医師会等との災害時協定の締結等による連携強化を行うとともに、病院前救護所設置・運営訓練の実施、医薬品等の備蓄等を図る。(2-4-8)

(遺体安置所の確保・火葬体制の構築)

- 大規模災害により多数の死者が発生する状況下でも保健衛生が確保されるよう、遺体安置所の開設場所及び順位について再検討し、適切な運営に必要な人員・備品等を確保できる体制整備を図るとともに、感染症対策として十分なスペースを確保した遺体安置所の必要性も検討する。また、四市複合事務組合や近隣市等と平時から連携を図り、広域火葬を実施する体制を構築する。(2-5-5)

(生活復興に向けた相談体制等の整備)

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。(8-3-1)

7 保健所

(要配慮者支援の推進)

- 避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、外国人住民等を含めた要配慮者避難支援体制の充実を図る。(1-7-3)

（保健・医療等の受援体制の整備）

- 市外からの医療救護支援を円滑に受け入れるため、保健・医療の応援チームの受入れ体制を構築する等、受援体制の整備を図る。（2-4-6）

（医療センター業務継続計画(BCP)の策定及び防災訓練の実施）

- 災害時にも継続的な業務を行える体制を構築するため、医療センター業務継続計画(BCP)を策定するとともに、災害医療協力病院等と連携したトリアージ訓練等の実施を図る。（2-4-7）

（医師会等との連携強化による医療提供体制の整備）

- 大量に発生する負傷者に対応できる医療提供体制を整備するため、平時から医師会等との災害時協定の締結等による連携強化を行うとともに、病院前救護所設置・運営訓練の実施、医薬品等の備蓄等を図る。（2-4-8）

（避難所等における感染症対策の推進）

- 避難所等における感染症の拡大を防止するため、避難者間の感染を防止するための避難所運営方法について検討し、避難所運営マニュアルの作成や運営訓練の実施、必要物資の備蓄等により感染症対策を図る。（2-5-1）

（予防接種や消毒・害虫駆除等の実施）

- 感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒業者との防疫業務協定の締結等により消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制の構築を図る。（2-5-2）

（避難所等における衛生管理）

- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、収集車両の進入路を考慮したごみの保管場所や仮設トイレの設置場所等をあらかじめ定め、訓練を実施することにより、廃棄物及びし尿の収集・運搬が円滑に行えるよう体制整備を図るとともに、飲食物の衛生的な取り扱いについて周知啓発を図る。（2-6-2）

（危険物施設等の安全対策）

- 大規模な爆発事故や危険物の流出等を防ぐため、危険物施設や毒物・劇物貯蔵取扱施設の立入検査等を通じて安全性の向上を図る。（7-2-2）

8 福祉サービス部

（社会福祉施設等の耐震化等）

- 要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全性を確保するため、施設整備等に対する補助金を交付する等、耐震化・老朽化対策等を図る。（1-1-5）

(大規模水害対策の推進)

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。(1-5-1)

(要配慮者支援の推進)

- 避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、外国人住民等を含めた要配慮者避難支援体制の充実を図る。(1-7-3)

(福祉避難所等の拡充)

- 要配慮者が安全・安心な避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定や要配慮者受け入れに関する協定の締結等により避難体制を整備するとともに、要配慮者に配慮した物品の備蓄等により、避難環境の整備を図る。(1-7-4)

(備蓄品等の確保)

- 物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄や物資供給等に関する協定締結により、避難所等で必要となる物資・資機材等の確保を図る。(2-1-5)

(遺体安置所の確保・火葬体制の構築)

- 大規模災害により多数の死者が発生する状況下でも保健衛生が確保されるよう、遺体安置所の開設場所及び順位について再検討し、適切な運営に必要な人員・備品等を確保できる体制整備を図るとともに、感染症対策として十分なスペースを確保した遺体安置所の必要性も検討する。また、四市複合事務組合や近隣市等と平時から連携を図り、広域火葬を実施する体制を構築する。(2-5-5)

(被災者台帳の整備)

- 被災者の生活再建を支援するため、「被災者情報システム」の導入の検討も含め、被災者の被災から生活再建までの情報を庁内で一元的に管理する被災者台帳の整備を図る。(3-1-2、8-3-2)

(生活復興に向けた相談体制等の整備)

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。(8-3-1)

9 子育て支援部

(社会福祉施設等の耐震化等)

- 要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全性を確保するため、施設整備等に対する補助金を交付する等、耐震化・老朽化対策等を図る。(1-1-5)

（大規模水害対策の推進）

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。 (1-5-1)

（要配慮者支援の推進）

- 避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成及び地域との共有等を促進するとともに、地域において普段から互いに顔の見える関係の構築を促進し、外国人住民等を含めた要配慮者避難支援体制の充実を図る。 (1-7-3)

（備蓄品等の確保）

- 物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄や物資供給等に関する協定締結により、避難所等で必要となる物資・資機材等の確保を図る。 (2-1-5)

（生活復興に向けた相談体制等の整備）

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。 (8-3-1)

10 環境部**（予防接種や消毒・害虫駆除等の実施）**

- 感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒業者との防疫業務協定の締結等により消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制の構築を図る。 (2-5-2)

（遺体安置所の確保・火葬体制の構築）

- 大規模災害により多数の死者が発生する状況下でも保健衛生が確保されるよう、遺体安置所の開設場所及び順位について再検討し、適切な運営に必要な人員・備品等を確保できる体制整備を図るとともに、感染症対策として十分なスペースを確保した遺体安置所の必要性も検討する。また、四市複合事務組合や近隣市等と平時から連携を図り、広域火葬を実施する体制を構築する。 (2-5-5)

（避難所等における衛生管理）

- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、収集車両の進入路を考慮したごみの保管場所や仮設トイレの設置場所等をあらかじめ定め、訓練を実施することにより、廃棄物及びし尿の収集・運搬が円滑に行えるよう体制整備を図るとともに、飲食物の衛生的な取り扱いについて周知啓発を図る。 (2-6-2)

(電源途絶に対する予備電源等の確保)

- 電源が遮断された場合にも適切な災害対応を行うための予備電源を確保するため、非常用発電機の適切な配置等について検討し、継続的に運用するための体制の確保を図る。

(3-1-6、4-1-2)

(自立・分散型エネルギー設備の導入)

- 災害により発電所等が被害を受け、電力の供給が停止した場合においても必要最低限の電力が確保されるよう、住宅への太陽光発電設備や蓄電池等の設置に係る費用の補助等を行い、自立・分散型エネルギーの導入促進を図る。

(6-1-3)

(浄化槽の整備促進等)

- 災害に強い住環境を整備するため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換に係る費用を補助するとともに、公共用水域の水質保全に係る周知啓発を行うことで災害に強い浄化槽への転換を促進する。また、災害が発生した場合の被災浄化槽の迅速な情報収集を行うため、庁内関係部署及び浄化槽関連業者との情報共有や現地調査により、浄化槽台帳システムで管理する情報の充実を図る。

(6-3-3)

(市の一般廃棄物処理施設における安定処理)

- 大規模災害の発生時においても円滑に廃棄物処理が行えるよう、一般廃棄物処理施設の定期的な点検・保守管理を行うとともに、燃料や薬剤を確保するため複数の調達先について検討するなど、災害時に安定した処理が維持できる体制の構築を図る。

(6-3-4)

(富士山噴火による降灰対策)

- 広域の降灰被害によるライフラインの停止等を防ぐため、国や県などの関係機関と連携した降灰の除去・収集及び広域的な処分体制等について検討する。

(7-1-1)

(災害廃棄物処理体制の整備)

- 災害時には多量の災害廃棄物が発生することが想定され、市民の生活環境の保全及び復旧・復興のためには、早期に廃棄物を撤去する必要があるため、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に行えるよう、平時から廃棄物の収集・運搬・処理体制について庁内各部署間及び民間事業者と連携し情報共有を図るとともに、民間事業者とのさらなる協定を検討し、災害時にも適切に廃棄物の処理を行える体制の整備を図る。

(8-1-1)

(災害廃棄物の仮置場の選定推進)

- 市民の生活環境の保全及び災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理のため、災害廃棄物処理計画に基づく行動マニュアルを策定し、災害廃棄物の発生状況に応じた仮置場の選定及び必要な資機材の準備等を進める。

(8-1-2)

(災害廃棄物処理の協力体制の構築)

- 多量に発生する災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、平時から廃棄物の収集・運搬・処理体制について、近隣市等と連携を図るほか、民間事業者との協力体制を構築し、災害時における広域処理が迅速に進められるよう体制づくりを行う。

(8-1-3)

11 経済部

（上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築）

- 飲料水の提供体制を確保するため、上水道施設の耐災害性を向上させ、迅速な応急給水活動が実施できる体制が整備されるよう、提供事業者との連携を図る。（2-1-1、6-2-1）

（支援物資の調達・供給体制の構築）

- 災害時においても生活に必要な物資を確保するため、民間事業者等との協定締結、緊急輸送道路の指定、集積場所の確保及び連絡体制の強化等により緊急調達体制の整備を図る。（2-1-2）

（備蓄品等の確保）

- 物資供給の長期停止に備えるため、家庭・事業所・社会福祉施設等における生活必要物資等の備蓄を促すとともに、備蓄や物資供給等に関する協定締結により、避難所等で必要となる物資・資機材等の確保を図る。（2-1-5）

（中小企業に対する資金調達支援）

- 災害後の事業者の事業の再興及び雇用の確保を支援するため、事業者への融資等により支援体制の整備を図る。（5-1-1）

（工業団地等の防災体制の強化）

- 工業団地等における防災体制の充実・強化を図るため、事業継続計画(BCP)の策定支援等を通じて防災意識の向上等を図る。（5-3-1）

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壌の流出防止などの国土保全機能を保持するため、農地保全施設や土地基盤の整備に対する補助を実施することで地域資源である農業水利施設の整備・補修及び更新を図る。（5-4-1）

（食料安定供給のための農業・漁業施設整備の推進）

- 大規模災害による全国的な食料不足等に備え、生産性の高い農業・漁業を実現するため、耐候性設備や省エネルギー施設など生産性の向上に資する設備の導入に対する補助等を行い、各種農業・漁業施設の整備の促進を図る。（5-4-2）

（ライフライン事業者等との連携による緊急調達体制の強化）

- 災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、民間事業者等との協定締結等を通じて、関係機関等との連携強化を図る。（6-1-2）

（応急仮設住宅等の整備）

- 応急仮設住宅等の建設等を迅速に行うため、候補地の選定や防災協力農地の登録促進等により建設用地の確保を図るとともに、関係団体と協力体制の構築を図る。（8-2-1）

(生活復興に向けた相談体制等の整備)

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。(8-3-1)

12 地方卸売市場

(支援物資の調達・供給体制の構築)

- 災害時においても生活に必要な物資を確保するため、民間事業者等との協定締結、緊急輸送道路の指定、集積場所の確保及び連絡体制の強化等により緊急調達体制の整備を図る。(2-1-2)

(卸売市場施設の再整備等の推進)

- 災害が発生した場合、産地から消費者へ生鮮食料品等の供給が困難になることから、市場施設の耐震化を進めるとともに、災害時も食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させるため、市場間連携・協力体制の構築を図る。(5-4-3)

13 都市計画部

(密集した市街地等の解消)

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い密集した市街地の火災予防・被害低減のため、木造密集住宅地の改善につながる基本方針の周知を行うとともに、延焼遮断帯となる道路の整備・区画整理等による市街地の面的な防災力向上を図る。(1-3-1)

(大規模水害対策の推進)

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。(1-5-1)

(災害対応能力の向上)

- 災害対応能力の向上のため、図上訓練の実施等により災害対策本部等の機能強化を図るとともに、防災士資格の取得推進、各種講習の受講、訓練参加、職員研修の実施等により防災を担う職員の人材育成を図る。(3-1-3)

(輸送手段の確保)

- 災害時においても輸送機能の維持を図るため、耐震化整備に対する補助等により鉄道施設等の耐震対策を促進するとともに、災害時における鉄道・バス・タクシー事業者等との協力体制の構築を図るため、平時から連携・情報共有に努める。また、多様な交通手段の確保により、輸送手段の冗長性の確保等を図る。(6-4-4)

（復興に向けた体制の構築）

- 被災後に、早期かつ着実な復興が図られるよう、復興の考え方、方法に関する調査・研究を行い、復興まちづくりの方向性について平時から検討するとともに、災害発生初期段階から各所属・関係機関が連携し、速やかに復興を実施していく体制づくりを進める。（8-5-3）

14 都市整備部**（密集した市街地等の解消）**

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い密集した市街地の火災予防・被害低減のため、木造密集住宅地の改善につながる基本方針の周知を行うとともに、延焼遮断帯となる道路の整備・区画整理等による市街地の面的な防災力向上を図る。（1-3-1）

（延焼防止等に資する緑地等の確保）

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い住宅密集地での延焼拡大防止のため、用地取得等により、新規の公園の整備や緑地の確保を図るとともに、既設公園施設の点検や計画的な更新を図る。（1-3-2）

（道路整備による避難路等の確保）

- 市街地等における災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路、避難路として機能する道路の整備や維持を推進する。また、大規模災害時に建物損壊・倒木等による被害を受けやすい電柱の無電柱化を推進することで、道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る。（1-3-3）

（激甚化する自然災害に備えた土砂被害対策）

- 集中豪雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえるため、がけ地整備事業費補助金の交付等、急傾斜地の崩壊防止対策を図る。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の充実を図る。（1-6-1）

（台風等による停電対策）

- 台風等の際に電線等が被害を受けることによって起こる停電の発生を防ぐため、都市公園や緑地の縁辺部等にある巨大化や老木化が進んでいる樹木の計画的な更新・改植等により倒木等の防止を図る。（6-1-4）

15 道路部**（密集した市街地等の解消）**

- 地震時等に大規模火災が発生するリスクの高い密集した市街地の火災予防・被害低減のため、木造密集住宅地の改善につながる基本方針の周知を行うとともに、延焼遮断帯となる道路の整備・区画整理等による市街地の面的な防災力向上を図る。（1-3-1）

(道路整備による避難路等の確保)

- 市街地等における災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路、避難路として機能する道路の整備や維持を推進する。また、大規模災害時に建物損壊・倒木等による被害を受けやすい電柱の無電柱化を推進することで、道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る。(1-3-3)

(大規模水害対策の推進)

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。(1-5-1)

(道路・橋梁等の整備)

- 災害時の物資輸送等に資する緊急輸送道路等の交通機能を確保するため、計画的な道路・橋梁施設の老朽化対策及び耐震化を図るとともに、沿道建築物の耐震化を促進する。(2-1-3、6-4-1)

(道路啓開計画の策定)

- 大規模災害時における救助・物資の輸送などが適切に行われるよう、県等の広域的な計画をふまえ、道路啓開の行動計画の策定を図る。(2-1-4、2-4-5)

(総合的な帰宅困難者対策の検討・実施)

- 帰宅困難者の大量発生による混乱等を防止するため、他自治体や鉄道事業者等と連携し、一斉帰宅の抑制啓発、帰宅困難者支援施設に関する協定の締結による一時滞在施設の確保、情報伝達訓練の実施による安否確認や情報提供を行うための体制整備及び帰宅支援拠点の拡充等を図る。(2-3-1)

(道路等の災害対策)

- 道路等のインフラ被災により、災害派遣医療チーム(DMAT)が到達できない等、支援を受けられない事態を避けるため、また、医療施設に通院するための交通手段を確保するため、道路の災害対策及び医療機関への交通手段の確保等を図る。(2-4-4)

(インフラの災害対策)

- 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止を回避するため、道路整備等による災害対策の強化を図る。(5-1-2)

(台風等による停電対策)

- 台風等の際に電線等が被害を受けることによって起こる停電の発生を防ぐため、都市公園や緑地の縁辺部等にある巨大化や老木化が進んでいる樹木の計画的な更新・改植等により倒木等の防止を図る。(6-1-4)

(集中豪雨時の冠水危険箇所等の周知)

- ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部(アンダーパス)等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、洪水・内水ハザードマップ等による冠水箇所等の周知を図る。(6-4-2)

（無電柱化の推進）

- 電柱は大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすいことから、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等による防災性の向上を図るため、無電柱化推進計画を策定し、無電柱化の推進を図る。 (6-4-3)

（輸送手段の確保）

- 災害時においても輸送機能の維持を図るため、耐震化整備に対する補助等により鉄道施設等の耐震対策を促進するとともに、災害時における鉄道・バス・タクシー事業者等との協力体制の構築を図るため、平時から連携・情報共有に努める。また、多様な交通手段の確保により、輸送手段の冗長性の確保等を図る。 (6-4-4)

（富士山噴火による降灰対策）

- 広域の降灰被害によるライフラインの停止等を防ぐため、国や県などの関係機関と連携した降灰の除去・収集及び広域的な処分体制等について検討する。 (7-1-1)

（関係機関等との連携体制の確立）

- 被災した建物等の把握や応急措置等を迅速かつ的確に行うため、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)や災害時の応急措置に関する協定を締結している関係機関等との連携強化の推進を図る。 (8-5-1)

16 下水道部**（海岸保全施設の早期整備の要望等）**

- 高潮や津波による被害から市民の生命や財産を守るため、国及び県に対して、老朽化が進み未耐震の施設も含まれる海岸保全施設の早期整備を要望する。 (1-4-2、1-5-3)

（大規模水害対策の推進）

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。 (1-5-1)

（水害に強い地域づくり）

- 水害による被害を軽減するため、下水道(雨水)、河川の整備及び下水道施設の耐水化等による耐災害性の向上を図るとともに、県管理河川や調節池の早期整備を要望する。また、老朽化した河川施設等について、計画的な維持管理や改築を図る。 (1-5-2)

（下水道業務継続計画(下水道BCP)の適切な運用）

- 災害時に下水道施設の機能を維持し、または早期回復を図るため、下水道業務継続計画(下水道BCP)を適切に運用していく。 (2-5-3、6-3-1)

(下水道施設の維持管理・耐震化等)

- 大規模地震等による下水道施設の被害を軽減するため、公共下水道総合地震対策計画に基づき下水道施設の耐震化を図るとともに、公共下水道ストックマネジメント計画に基づく整備により長寿命化を図る。(2-5-4、6-3-2)

(避難環境の整備)

- 発災時に安全な避難が行われるよう、避難所等の整備を行うとともに、適切な避難所運営が行われるよう、マニュアル等の作成や避難所運営訓練の実施を図る。また、避難生活環境を整備するため、太陽光発電設備及び蓄電設備等による非常用電源、トイレ設備及び生活用水の確保を図る。(2-6-1)

(電源途絶に対する予備電源等の確保)

- 電源が遮断された場合にも適切な災害対応を行うための予備電源を確保するため、非常用発電機の適切な配置等について検討し、継続的に運用するための体制の確保を図る。(3-1-6、4-1-2)

(集中豪雨時の冠水危険箇所等の周知)

- ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部(アンダーパス)等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、洪水・内水ハザードマップ等による冠水箇所等の周知を図る。(6-4-2)

17 建築部

(住宅・建築物と宅地の耐震化)

- 地震により倒壊等の恐れがある住宅・建築物及びコンクリートブロック塀等について、これらの倒壊等による被害を軽減するため、耐震改修促進計画に基づき、その所有者等に対して知識の普及・啓発を行うとともに、国等の支援制度(住宅・建築物安全ストック形成事業、耐震対策緊急促進事業等)を活用した支援を行うことにより耐震化の促進を図る。また、滑动崩落発生の可能性のある大規模盛土造成地の位置等の情報の周知を図る。(1-1-1)

(公共施設の耐震化等)

- 地震による市有建築物の倒壊等の被害を軽減するため、国等の支援制度(住宅・建築物安全ストック形成事業等)を活用し、耐震改修促進計画に基づき市有建築物の耐震化を進めるとともに、公共建築物保全計画に基づき計画的な改修等を行い、市有建築物の機能の保全を図る。(1-1-2、3-1-5)

(被災宅地・建築物の危険度判定の充実)

- 地震や大雨後の二次災害防止のため、被災宅地危険度判定士の養成や判定体制の整備充実を図る。また、余震による二次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定士の養成や判定体制の整備充実を図る。(1-1-6)

（道路整備による避難路等の確保）

- 市街地等における災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路、避難路として機能する道路の整備や維持を推進する。また、大規模災害時に建物損壊・倒木等による被害を受けやすい電柱の無電柱化を推進することで、道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る。 (1-3-3)

（激甚化する自然災害に備えた土砂被害対策）

- 集中豪雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえるため、がけ地整備事業費補助金の交付等、急傾斜地の崩壊防止対策を図る。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の充実を図る。 (1-6-1)

（道路・橋梁等の整備）

- 災害時の物資輸送等に資する緊急輸送道路等の交通機能を確保するため、計画的な道路・橋梁施設の老朽化対策及び耐震化を図るとともに、沿道建築物の耐震化を促進する。 (2-1-3、6-4-1)

（応急仮設住宅等の整備）

- 応急仮設住宅等の建設等を迅速に行うため、候補地の選定や防災協力農地の登録促進等により建設用地の確保を図るとともに、関係団体と協力体制の構築を図る。 (8-2-1)

（生活復興に向けた相談体制等の整備）

- 災害後の市民生活の再建を図るため、相談窓口の確保、各種給付・減免などの支援を円滑に実施する体制の整備を図る。 (8-3-1)

（関係機関等との連携体制の確立）

- 被災した建物等の把握や応急措置等を迅速かつ的確に行うため、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)や災害時の応急措置に関する協定を締結している関係機関等との連携強化の推進を図る。 (8-5-1)

18 消防局**（火災予防対策等の推進）**

- 火災の発生の防止または火災の早期発見及び延焼防止のため、事業所等への消防用設備等の設置と適切な維持管理について指導し、建築物の防火対策を図る。また、住宅火災による死傷者を無くすため、市民への防火教育及び住宅用火災警報器の普及促進を図る。 (1-2-1)

（救助活動能力の強化）

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防水利・消防車両・資機材等の整備を図るとともに、消防団・自主防災組織への支援を行うことで、総合的な救助活動能力の充実を図る。また、通信基盤・施設の堅牢化等を図る。 (1-2-2)

(大規模水害対策の推進)

- 事前に自宅等周辺の被害予測を把握し、発災時に迅速な避難行動がとれるよう、洪水・内水ハザードマップ等により浸水想定区域の周知を図る。また、災害時に適切な救助活動等ができるよう、資機材の配備や備蓄等の水害対策を図る。(1-5-1)

(地域防災力の向上)

- 災害時において救出・救護活動等が及ばない場合でも、住民等が効果的な活動を行えるようにするため、自主防災組織に対する補助等を行い活動を支援するとともに、防災講話・訓練の実施等により、地域コミュニティにおける防災意識を高め、地域防災力の強化を図る。(1-7-2)

(常備消防力の強化)

- 災害時における迅速な人命救助活動を行うため、計画的な建替え等の実施により活動の拠点となる消防署所の耐災害性を強化するとともに、消防用車両・資機材等の整備、災害対応訓練等の教育体制の充実により、消防力の強化を図る。(2-2-1)

(消防団・自主防災組織等の災害対応能力の向上)

- 消防等が被災した際にも適切な災害対応が行われるよう、平時から消防団・自主防災組織の活動等に対する支援を行い活動促進を行うことで、災害対応能力の向上を図る。(2-2-2)

(災害時の石油類燃料の確保)

- 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油協同組合等との協定等により、燃料の供給体制の整備を図る。(2-4-3)

(有害・危険物質漏えい時の対応体制の確保)

- 河川・海岸・港湾区域において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するための体制の確保を図る。(7-2-1)

(危険物施設等の安全対策)

- 大規模な爆発事故や危険物の流出等を防ぐため、危険物施設や毒物・劇物貯蔵取扱施設の立入検査等を通じて安全性の向上を図る。(7-2-2)

(文化財に係る各種災害対策の支援)

- 文化財に関連する文化資産等を災害から保護するため、市有文化財等に係る火災予防措置等の災害対策を講ずるとともに、文化財の所有者等に対し消防訓練等を通じた防火指導及び防災設備等設置に係る補助等の実施を図る。(8-4-1)

19 病院局

（医療施設の耐震化等）

- 災害時においても市民の生命を守るため、医療センターにおいては、施設整備により老朽化、狭隘化を解消する。また、リハビリテーション病院・民間の医療施設においては建築物の耐震化等の促進により、耐災害性の向上を図る。 (1-1-4)

（災害拠点病院の耐震化等）

- 災害時においても病院の基本的な機能を維持するとともに、災害拠点病院としての医療機能を維持するため、医療センターの建物・設備の改修等を図る。 (2-4-1)

（災害派遣医療チーム(DMAT)の養成）

- 大規模災害時に医療体制が絶対的に不足する事態を回避するため、医療センターにおいて災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣体制を整備するとともに、DMAT訓練等に参加することで技能の強化を行い、災害拠点病院の機能の維持を図る。 (2-4-2)

（災害時の石油類燃料の確保）

- 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油協同組合等との協定等により、燃料の供給体制の整備を図る。 (2-4-3)

（保健・医療等の受援体制の整備）

- 市外からの医療救護支援を円滑に受け入れるため、保健・医療の応援チームの受入れ体制を構築する等、受援体制の整備を図る。 (2-4-6)

（医療センター業務継続計画(BCP)の策定及び防災訓練の実施）

- 災害時にも継続的な業務を行える体制を構築するため、医療センター業務継続計画(BCP)を策定するとともに、災害医療協力病院等と連携したトリアージ訓練等の実施を図る。 (2-4-7)

（医師会等との連携強化による医療提供体制の整備）

- 大量に発生する負傷者に対応できる医療提供体制を整備するため、平時から医師会等との災害時協定の締結等による連携強化を行うとともに、病院前救護所設置・運営訓練の実施、医薬品等の備蓄等を図る。 (2-4-8)

20 教育委員会管理部

（学校施設の耐震化等）

- 災害時の避難所となる体育館や校舎等の安全性を高めるため、体育館の天井照明等の改修工事等により、防災機能強化を図る。 (1-1-3)

（避難環境の整備）

- 発災時に安全な避難が行われるよう、避難所等の整備を行うとともに、適切な避難所運営が行われるよう、マニュアル等の作成や避難所運営訓練の実施を図る。また、避難生活環境

を整備するため、太陽光発電設備及び蓄電設備等による非常用電源、トイレ設備及び生活用水の確保を図る。(2-6-1)

21 教育委員会学校教育部

(学校施設の耐震化等)

- 災害時の避難所となる体育館や校舎等の安全性を高めるため、体育館の天井照明等の改修工事等により、防災機能強化を図る。(1-1-3)

(地域の災害リスクに対する意識の向上)

- 市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、防災フェア等の実施により防災活動の重要性について啓発を行うとともに、防災講座の実施等を通じて各地域における災害リスクをはじめとする防災に関する知識や災害時の行動について、市民に対して啓発を図る。(1-7-1)

(総合的な帰宅困難者対策の検討・実施)

- 帰宅困難者の大量発生による混乱等を防止するため、他自治体や鉄道事業者等と連携し、一斉帰宅の抑制啓発、帰宅困難者支援施設に関する協定の締結による一時滞在施設の確保、情報伝達訓練の実施による安否確認や情報提供を行うための体制整備及び帰宅支援拠点の拡充等を図る。(2-3-1)

22 教育委員会生涯学習部

(公共施設の耐震化等)

- 地震による市有建築物の倒壊等の被害を軽減するため、国等の支援制度(住宅・建築物安全ストック形成事業等)を活用し、耐震改修促進計画に基づき市有建築物の耐震化を進めるとともに、公共建築物保全計画に基づき計画的な改修等を行い、市有建築物の機能の保全を図る。(1-1-2、3-1-5)

(地域の災害リスクに対する意識の向上)

- 市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、防災フェア等の実施により防災活動の重要性について啓発を行うとともに、防災講座の実施等を通じて各地域における災害リスクをはじめとする防災に関する知識や災害時の行動について、市民に対して啓発を図る。(1-7-1)

(文化財に係る各種災害対策の支援)

- 文化財に関連する文化資産等を災害から保護するため、市有文化財等に係る火災予防措置等の災害対策を講ずるとともに、文化財の所有者等に対し消防訓練等を通じた防火指導及び防災設備等設置に係る補助等の実施を図る。(8-4-1)